

Body Conditioning Technology 会則

【第一章 総則】

第 1 条(名称)

当ジムは、Body Conditioning Technology(以下 BCT)と称します。

第 2 条(目的)

当ジムは、スポーツを通じ会員の健康を増進することを目的とします。

第 3 条(運営および管理)

当ジムは、(株)Body Conditioning Technology が運営管理します。

【第二章 会員】

第 4 条(会員制度)

(1)当ジムは会員制とし、入会する際に店舗ごとに定められた会員種類で契約し、利用範囲に応じて諸施設を利用することができます。

(2)会員の契約期間は、会員が退会手続きを完了するまで自動更新とします。

第 5 条(入会資格)

当ジムに入会できる方は、当ジムの趣旨に賛同し本会則を承認した方とします。尚、当ジムはその自由な裁量により入会申込みを承認またはお断りすることができ、その理由を示す必要はないものとします。当ジムの入会資格は以下のとおりとします。

(1)中学校卒業以上で、本会則および当ジムの諸規則を遵守する方。

(2)医師等に運動を禁じられておらず、当ジムの諸施設の利用に支障がないと申告された方

(3)当ジムの会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方。

(4)暴力団関係、薬物常用でない方。

(5)以前に当ジムにて規約退会で処理されていない方。

第 6 条(未成年者の取扱い)

未成年者が会員になろうとする時は、本人とその親権者が連署して申し込むものとします。この場合、親権者は会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第 7 条(入会登録料・会費等)

(1)諸料金の金額・支払時期・支払方法は、BCT がこれを定めます。

(2)一旦納入した諸料金は約款に記載のクーリングオフを除き返還致しません。

(3)BCT は、当ジムの運営上必要と判断した場合または経済情勢の変動に応じて、諸料金の金額を変更することができます。

第 8 条(会員資格の有効期限)

全てのトレーニングチケットを消化あるいは有効期間満了した後、12 ヶ月以内に再度トレーニングチケットを購入される場合には、会員資格が有効であると見做し、改めて入会金をお支払い頂く必要はありません。

第 9 条(退会)

(1) 入会日から 3 ヶ月以降の月末を退会日として指定し、次項の手続きを行うものとします。

(2) 会員が当ジムを退会する場合は、退会届を毎月 10 日迄に提出のうえ、所定の手続きを完了しなければなりません。

ん。

(2)会員の都合等により会費が3ヶ月以上滞納した場合は退会扱いとさせていただきます。

(3)滞納がある場合は完納いただきます。

第10条(休会)

(1)BCTの会員には、休会制度があります。休会は、少なくとも1か月以上来店できない見込みである場合、毎月10日までに休会届を提出することにより適用されます。

(2)休会に伴う月会費の請求停止は月単位で行い、日割り計算は行いません。また、請求の再開についても、月単位で行い、日割り計算は行いません。従いまして、月の途中で休会の申告をされた場合でも1か月分の月会費をお支払いいただき、また、月の途中で再開の請求をいただきましても、1か月分の月会費をお支払いいただきます。

(3)申告のタイミングが、(1)に記載の期限を過ぎた場合には、当該月の月会費を請求させて頂き、払い戻しは行いません。

(4)休会期間は、最長連続12か月とします。

(5)休会に伴うトレーニングチケットの有効期限の延長は行いません。

第11条(会員除名)

会員が下記の各項に該当するときは、BCTは該当会員を除名することができ、会員はその資格を失います。

(1)当ジムの会則、その他諸規則に違反したとき。

(2)当ジムの名誉を傷つけ、秩序を乱したとき。

(3)会費その他の債務を滞納しBCTからの催告に応じないとき。

(4)入会に際して会社に虚偽の申告をしたと判明したとき。

(5)BCTが会員としてふさわしくないと判断したとき。

第12条(解約)

BCTが会員を当ジム会員として不適切であると判断した場合には、BCTは会員契約を一方的に解約することができます。

第13条(会員資格喪失)

会員は下記の各項に該当したときに会員資格を喪失します。

(1)会員が退会したとき。ただし、事前に会社に所定の届出を行うものとします。

(2)会員が除名されたとき。

(3)第9条により、会員契約を解約したとき。

(4)会員が死亡したとき。

(5)経営上重大な理由により当ジムを閉鎖したとき。

第14条(損害賠償)

(1)当ジムの利用に際して生じた盗難・紛失については、原則として、会員各自の自己責任とし、BCTは責任を負いません。但し、BCTの責に帰すべき事由があった場合は、15万円を限度(会社に故意又は重大な過失があった場合を除きます)として賠償します。

(2)会員が当ジムの施設利用に際して、会員の責に帰すべき事由により会員が受けた損害については、BCTは一切損害賠償の責を負いません。

(3)会員が当ジムの施設利用に際して、会員の責に帰すべき事由により会社または第三者に損害を与えた場合、会員は速やかにその賠償の責に任ずるものとします。

(4)当ジムの利用に際して発生した怪我・病気・事故等(死亡等重大事故は除く)については、原則として、会員各自の自己責任とし、BCTは責任を負いません。但し、BCTの責に帰すべき事由があった場合は、原則として15万円

を限度として賠償します。

第 15 条(遺失物・忘れ物・放置物)

(1)会員が当ジムの利用に際して生じた紛失については、原則として、会員各自の自己責任とし、BCT は責任を負いません。但し、BCT の責に帰すべき事由があった場合は、15 万円を限度(会社に故意又は重大な過失があった場合を除きます)として賠償します。

(2)忘れ物・放置物については、原則として 1 ヶ月間保管した後に処分します。

第 16 条(その他諸規則の改定)

BCT は、必要と認めた場合、本会則・細則・利用規定・その他当ジムの運営・管理に関する事項の改定を行うことができます。

第 17 条(閉鎖および解散)

BCT は、必要と認めた場合、当ジムを閉鎖および解散をする事が出来ます。尚、この場合、閉鎖や解散がなされた月の翌月以降の諸会費・諸料金は返還致します(数ヶ月単位で入会された場合は、既に頂いている諸会費・諸料金から、閉鎖や解散が適用された月までの料金を差し引いた残金を返還致します)。但し、会社はできうる限り近隣の当ジムにて施設の利用が可能となる措置をとります。

(1)施設の改造または修理のとき。

(2)当ジムが企画し実施する諸活動を行うとき。

(3)天災、地変、その他の不可抗力により開業が不可能となるとき。

(4)経営上重大な理由が有るとき。

【第三章 施設利用】

第 18 条(諸規則の厳守)

会員は、当ジムの施設利用に際して、会則および BCT が別途定める規則等を遵守しなければなりません。

第 19 条(施設利用のキャンセル)

(1)会員は、諸施設利用の予約をキャンセルする場合、原則利用日の前日の営業時間内に、対象施設へ連絡する必要があります。

(2)利用日の前日の営業終了後および当日に諸施設利用の予約をキャンセルする場合、予約のキャンセルとともにチケット 1 枚を申し受けます。

(3)事前のご連絡なく諸施設利用の予約をキャンセルされた場合は、予約のキャンセルとともにチケット 1 枚を申し受けます。

第 20 条(施設利用の予約時間)

会員は、諸施設利用の予約時間より遅れて到着する見込みがある場合、原則対象施設へ連絡する必要があります。予約時間を 10 分以上遅れる場合、10 分を超えた時間について、トレーニング時間を短縮させていただくことができます。

第 21 条(健康管理)

会員は、各自の責任において健康管理を行うものとします。

第 22 条(入場禁止・退場)

BCT は、会員が下記の各項に該当する場合は、その会員を当ジムへの入場禁止及び退場を命じることができます。

(1)伝染病等に罹患しているとき。

- (2)健康状態を害しており、運動することが好ましくないと判断されるとき。
- (3)許可なく館内を撮影すること。
- (4)許可なく当ジムにおいて物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること。
- (5)他人を誹謗中傷すること。
- (6)他人に対する暴力行為や威嚇行為。
- (7)痴漢、覗き、露出等公序良俗に反する行為。
- (8)施設内に落書きや造作をすること。
- (9)動物を館内に持ち込むこと。盲導犬は除外する。
- (10)危険物を館内に持ち込むこと。
- (11)酒気をおびての来館もしくは館内での飲酒・喫煙。
- (12)BCT 従業員の業務を妨げる行為。
- (13)他人へのストーカー行為。
- (14)他人の施設利用を妨げる行為。
- (15)入館に際し虚偽の申告をした場合。
- (16)その他本状各号に準じる行為。

第 23 条(休業)

当ジムは、会社が別途定める定期の休業日を設けるほか、施設整備、その他やむえない事由が発生した場合、臨時休業することがあります。

【第四章 会則の改定】

第 24 条 (会則の改定)

BCT は、会則等を改定することができます。なお、改定を実施するときは 1 ヶ月前までに告知するものとし、改定した会則等の効力は全会員に及ぶものとします。

改定履歴

令和 5 年 1 月 5 日

令和 2 年 6 月 11 日

内容をご確認のうえ当ジムをご利用いただけますようよろしくお願い申し上げます。